

平成 18 年 10 月 13 日

各 位

会社名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 飯 島 康 輔
(J A S D A Q ・ コード 1997)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理統括部長
藤 沼 一 男
電話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 11 月 22 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化および今後の事業展開に対応するため、新たに事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条第 9 号)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号 以下「整備法」という。)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法施行時に、当社の定款には機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨および株主名簿管理人を置く旨の定めがあるとみなされていることから、所要の規定を新設するものであります。(変更案第 4 条、第 7 条、第 11 条)

定款に定めることにより、単元未満株式について行使できる権利を制限することが可能となったことから、その権利を相当な範囲に制限する規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

会社法において、株主総会の招集地に関する規定が廃止され定款で定めることが可能となったことから、招集地を定める規定を新設するものであります。(変更案第 14 条)

株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載または表示すべき事項について、インターネットを利用して開示することができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)

定款に定めることにより、株主総会に出席して議決権の代理行使ができる代理の人数を規定することが可能になったことから、所要の変更を行うものであります。(変更案第 19 条)

取締役会の権限については会社法第 362 条に、監査役会の権限については会社法第 390 条にそれぞれ明記されておりますので、現行定款第 18 条および第 29 条の規定を削除するものであります。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催できるよう規定を新設するものであります。(変更案第 25 条第 2 項)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う旨の規定ならびに定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、書面または電磁的方法による決議が可能となったことから、必要が生じた場合に迅速な取締役会の決議が行えるよう規定を新設するものであります。(変更案第 26 条)

監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催できるよう規定を新設するものであります。(変更案第 34 条第 2 項)

会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任方法、任期および報酬等

についての規定を新設するものであります。(変更案第 37 条から第 39 条)
その他、会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、規定の新設、削除に伴う章数、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款の変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 18 年 11 月 22 日(水)

定款変更の効力発生日

平成 18 年 11 月 22 日(水)

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は暁飯島工業株式会社と称し、 英文では AKATSUKI EAZIMA CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 冷暖房設備工事、衛生給排水設備工事、空気調和設備工事、電気設備工事、エレベーター・エスカレーター設備工事、土木工事、建築工事、水処理設備工事、大気汚染防止設備工事、産業廃棄物処理設備工事および上下水道工事の設計並びに施工 2. 前号に掲げる設備に関する機器類の販売並びに輸出入 3. 前各号に掲げる設備および機器類の保守管理 4. 建築物清掃、建築物空気環境測定、建築物飲料水水質検査、建築物飲料水貯水槽清掃、建築物ねずみこん虫等防除および建築物環境衛生一般管理等の建築物衛生維持管理 5. 防災設備の保守管理並びに保安警備 6. 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介および管理 7. 他の事業への投資並びに資金の貸付および運用 8. 損害保険代理業 9. 前各号に関連する事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、暁飯島工業株式会社と称し、 英文では、<u>AKATSUKI EAZIMA CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 冷暖房設備工事、衛生給排水設備工事、空気調和設備工事、電気設備工事、エレベーター・エスカレーター設備工事、土木工事、建築工事、水処理設備工事、大気汚染防止設備工事、産業廃棄物処理設備工事および上下水道工事の設計並びに施工</u> <u>(2) 前号に掲げる設備に関する機器類の販売並びに輸出入</u> <u>(3) 前各号に掲げる設備および機器類の保守管理</u> <u>(4) 建築物清掃、建築物空気環境測定、建築物飲料水水質検査、建築物飲料水貯水槽清掃、建築物ねずみこん虫等防除および建築物環境衛生一般管理等の建築物衛生維持管理</u> <u>(5) 防災設備の保守管理並びに保安警備</u> <u>(6) 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介および管理</u> <u>(7) 他の事業への投資並びに資金の貸付および運用</u> <u>(8) 損害保険代理業</u> <u>(9) 労働者派遣事業</u> <u>(10) 前各号に関連する事業</u> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。 <u>ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(自己株式の取得) 第 5 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(株式の総数) 第 6 条 当社が発行する株式の総数は、<u>44,000,000 株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。 2 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>44,000,000 株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎決算期現在の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p style="text-align: center;">削 除</p>

変 更 案	現 行
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録手続、単元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては<u>これを取扱わない</u>。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は毎年 11 月、臨時株主総会は<u>必要に応じて</u>随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた<u>順位</u>に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成並びに<u>に備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、当社においては<u>取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年 11 月にこれを招集し</u>、臨時株主総会は、<u>必要あるときに</u>随時これを招集する。</p> <p>(招集地)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>水戸市内またはこれに隣接する地においてこれを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた<u>順序</u>に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 15 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

変 更 案	現 行
<p>(取締役の任期) 第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の権限) 第 18 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項その他当会社の事業執行に関する重要事項を決定する。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 19 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に特段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記により同意したときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(取締役会規程) 第 20 条 取締役会に関する<u>その他の事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(代表取締役) 第 21 条 <u>当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p> <p>(役付取締役) 第 22 条 <u>取締役会の決議をもって取締役社長を選任する。</u> 2 <u>取締役会の決議をもって取締役会長を 1 名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(相談役または顧問の委嘱) 第 23 条 <u>取締役会の決議をもって当社に相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金) 第 24 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は株主総会で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 25 条 <u>当社の監査役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 26 条 <u>当社の監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u> 新 設</p> <p>(監査役の任期) 第 27 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するべきときまでとする。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第 27 条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(相談役または顧問の委嘱) 第 28 条 <u>取締役会の決議をもって、当社に相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>(報酬等) 第 29 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第 30 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(常勤監査役) 第 28 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の権限) 第 29 条 監査役会は、<u>法令または本定款に定める事項その他当会社の監査の方針、業務および財産の状況の調査方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日 2 日前までに発するものとする。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を<u>更に短縮することができる。</u> 新 設</p> <p>(監査役会規程) 第 31 条 監査役会に関する<u>その他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金) 第 32 条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会で定める。 新 設 新 設 新 設</p>	<p>(常勤の監査役) 第 33 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。</u></p> <p>削 除</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第 36 条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第 37 条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期) 第 38 条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等) 第 39 条 当社は、<u>会計監査人の報酬等を、監査役会の同意を得て定める。</u></p>

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第 33 条 当社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払) 第 34 条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第 35 条 当社は、取締役会の決議により毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配 (中間配当金という) をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) 第 36 条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 40 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの<u>1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 2 月末日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) 第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以上